

- 今後も増大し続ける多様な介護需要に対して、介護保険事業と**介護保険外**の民間企業による関連サービスで対応していくことが有益と考えられる。
- 介護保険事業者が**保険内と保険外のサービスを柔軟に組み合わせ**てサービス提供することは、**高齢者の多様なニーズ**に応え、**国民の利便性向上**に資するだけでなく、事業者にとっても**効率的なサービス提供**や、**収益の多様化**、**経営基盤の強化**に資すると考えられ、**職員の賃上げにも還元可能**。
- 現在、利用者保護や保険給付の適正な担保の観点から、**サービスの明確な区分**や**説明責任の徹底**といった**ルール**を順守することで、介護事業者は保険内外のサービスを組み合わせる提供可能。しかし、介護事業者による保険外サービスの活用にあたっては、**自治体によってルールの解釈が異なり、保険外サービスが認められないところもある**（いわゆるローカルルール）、といった声も聞こえる。
- **自治体のローカルルールの実態把握**を行った上で、国民の利便性向上に資するよう、**介護保険外サービスの柔軟な運用**を認めるべき。

◆介護保険事業者による保険内・外サービスの組み合わせの例

例 1）訪問介護の提供の後、ペットの世話のサービスや、同居家族のための買い物のサービスを提供

<訪問介護サービスの提供>

===== 終了後 =====

<保険外サービスの提供>

○ ペットの世話 ○ （同居家族のための）買物

例 2）通所介護の提供時間中に中抜けし、個人の希望する外出先へ同行や物販サービスを提供

<通所介護（デイ）サービスの提供>

===== 中抜け =====

<保険外サービスの提供>

○ 外出支援 ○ 物販サービス

===== 中抜け =====

<デイサービスの提供>

◆保険外サービスに関する事業者の意見

○ **介護保険以外の部分で、許認可のハードル**があり、事業運営ができないケースがある(例：送迎車の空きスペースを使ったクリーニングのデリバリー、送迎車を用いた移動支援の収益化)。(移動支援事業者、マッチング事業者等)

(出所) (株)日本総研「令和4年度ヘルスケアサービス社会実装事業」概要報告書

◆自治体における対応の違い（自治体へのアンケート）

○ ケアマネジャーによる相談・要望対応（保険外対応）

	原則、費用を徴収しても良い	条件によっては費用を徴収しても良い	費用を徴収すべきではない	回答数
通院の付き添い	17.9%	31.6%	20.0%	95

○ 施設系サービスにおける管理者の人員配置基準（介護保険外の事業との兼務）

	兼務可能	同一敷地内であれば可	兼務不可	回答数
	16.0%	54.3%	12.8%	94

高齢者・介護関連サービス産業振興 に関する戦略検討会 取りまとめ(抜粋)

3-2. 社会保障制度（地域包括ケアシステム）上の意義

- 民間サービスが地域に普及し、公的保険では充足が難しい多様なニーズに対応することが実現することにより、社会保障制度上も以下のような意義があると認識。
 - ① 高齢者本人の QOL 向上
 - アクティブシニア、プレフレイル、フレイル等の要支援・要介護認定を受ける前の高齢者や、要支援・要介護高齢者の双方にとって、介護予防サービスや生活支援サービスにより自立した生活の継続を支えることは、住み慣れた地域で自分らしく生活することに資する。
 - また、サービス普及に伴い、サービスの受け手だけではなく、担い手として高齢者が参画できるケース（就労的活動の場の提供）も生まれ、社会的健康の向上も期待できる。
 - ② 公的介護保険財政及び介護人材不足対策への貢献
 - 公的介護保険制度に依存しない民間サービスが普及することにより、介護保険サービスの供給体制に余裕が生じることにより、また、結果として、介護保険制度下ではより専門性の高いサービスの提供が可能となり、介護保険財政、ひいては自治体財政そのものへの貢献となり得ると同時に、介護専門職が専門性の求められる領域に集中できることを通じて、介護人材不足の対策にもなり得る。